令和元年６月 26 日

令和元年第２回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

警 察 本 部

目　　次

Ⅰ　障害者雇用状況の報告誤りへの対応等について・・・・・・・・・・・１

Ⅱ　警察職員の職務執行に伴う見舞金の支払について・・・・・・・・・４

Ⅰ　障害者雇用状況の報告誤りへの対応等について

1　報告誤りの概要及びその後の対応状況等について

平成30年８月、中央省庁を始めとした公的機関における障害者雇用に係る不適切な事務処理が明らかとなった問題を受け、県警察の厚生労働省に対する通報結果を再調査したところ、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号、以下、「法」という。）において、障害者雇用率に係る計算の対象外とされている障害のある警察官を誤って対象障害者として算入していたことが判明した。

そこで、知事部局及び教育委員会と共に庁内組織である「障がい者雇用検討会」及び第三者組織である「障がい者雇用促進検討委員会」において、原因究明及び再発防止策、障害者雇用促進策、障害者雇用制度のあり方等について検討を行い、平成31年４月９日に、障がい者雇用促進検討委員会委員長から報告書が県に提出された。

また、国では、障害者雇用の一層の促進に向けて、障害者の活躍の場の拡大に関する措置や国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずるため、法が改正された。

なお、今後、令和元年６月１日現在の障害者雇用状況について、国へ通報する予定である。

2　障害者雇用促進検討委員会報告書～ともに働く県庁にむけて～の概要

（1）委員会の審議で明らかとなった問題

表面上は、厚生労働省が示しているプライバシーに配意した障害者の把握・確認ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）にのっとった障害者の把握・確認が行われていなかったことが原因だが、背景として、

- 障害者雇用率を形式的に達成しようとする動機と障害がある県職員本人の同意なき不適切計上の実態があったこと
- 障害者雇用率の達成自体が最終目標となり、法の趣旨を見失ってしまっていたこと
- 人事担当部局が、障害者権利条約や法の「趣旨、原理」を十分理解していなかったこと

があり、根本的な原因となっている。

（2）再発防止策（障害者雇用状況把握のための実務的なもの）

ア　採用前の確認

障害のある人を対象とした採用試験の募集案内に、国への障害者雇用状況報告制度があること、合格者にはそのための確認があることを明記するとともに、その後、合格者面談等で、障害者手帳等の確認を行う。

イ　採用後の確認

１年に１回、人事所管課から、メールの送信や書類の配布等画一的な手段で全職員へ調査の趣旨や実施方法等を周知して調査を行うとともに、その履行を確実に担保するために、障害者手帳等の写しの提出を求めるなどの対応を徹底する。

ウ　その他の再発防止策

- 人事所管課と各局総務室の人事担当による勉強会やハローワークの職員による研修を実施する。
- 報告数値の妥当性について、第三者による確認を受ける仕組みを作り、正確な報告に努める。

(3) ともに働く県庁にむけての委員会の提言

障害固有の問題以外の職場の課題の多くは働く人全てに共通するものであり、障害のある労働者が働きやすい職場環境を理解し、その推進に努めることは、誰にとっても働きやすい職場環境を構築することであり、職場を通じての「ともに生きる」社会づくりに資するものであるとの認識の下に提言を行った。

改正法における「障害者活躍推進計画」等を策定するに当たり、早期段階より障害者と県担当者が、対話と相互理解を深める場を設けて、その成果を政策に反映させる。

ア　障害のある職員の活躍推進のための体制整備

- 人事所管課に「障害者雇用推進者」を配置するとともに、各所属の副課長職等を、「障害者職業生活相談員」として位置づけ、障害のある職員からの相談に対応する。
- 直属の上司、人事所管課の担当者と職員の年２回程度のキャリア支援面談を行うとともに、職員全体に向けた、ともに働くためのダイバーシティ研修を年１回程度実施する。

イ　障害者の採用に関する体制整備

- 障害のある職員の募集について、福祉関係者を通した募集広報の強化など、積極的な広報の展開
- 障害者採用事前説明会を開催し、現在県庁で働いている障害のある職員が説明する。

・　障害者インターンシップ制度（お試し雇用）を導入する。

ウ　障害者が職場定着し活躍できる職場づくりに関する体制整備

・　通院等についての休暇規定の検討・整備

・　休職中の対応と復職時の合理的配慮提供に関する規定の検討・整備

3　法の改正内容

（1）国及び地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大に関する措置

・　自ら率先して障害者を雇用するように努めることを国及び地方公共団体の責務とする。

・　厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を定めるものとし、国及び地方公共団体は、同指針に即して、障害者活躍推進計画を作成し、公表しなければならない。

・　国及び地方公共団体は、障害者雇用の促進等の業務を担当する障害者雇用推進者及び各障害者の職業生活に関する相談等を行う障害者職業生活相談員を選任しなければならない。

・　国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した障害者の任免状況を公表しなければならない。

・　国及び地方公共団体は、障害者である職員を免職する場合には、公共職業安定所長に届け出なければならない。

（2）国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

・　厚生労働大臣又は公共職業安定所長による国及び地方公共団体に対する報告徴収の規定を設ける。

・　国及び地方公共団体並びに民間の事業者は、障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類を保存しなければならない。

・　障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化するとともに、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告することができる。

4　今後の障害者の雇用等について

障害者雇用について改正法の規定にのっとった措置を講じるとともに、障害者雇用率の算定に当たっては、法及びガイドラインに規定された手続きを遵守する。

Ⅱ　警察職員の職務行為に伴う見舞金の支払について

趣　　旨	本件は、警察職員の職務行為により生じた県民（相手方）の損害の一部に対し、見舞金を支払ったもの。
事案の概要	１　発生日時 平成30年６月３日（日）午前10時30分頃 ２　発生場所 神奈川県藤沢市片瀬海岸３丁目26番15号沖約400メートル ３　相手方 神奈川県藤沢市所在の株式会社Ａ ４　発生状況 横浜水上警察署船舶乗務員２人は、警察用船舶（以下「船舶」という。）にて、警戒警ら活動のため、湘南港を出航し、前記発生場所を航行中、複数の浮標（ブイ）を発見し、当該浮標が地引き網のものであると認めたが、十分な回避行動を怠ったため、船舶の推進器（スクリュー）により、地引き網を巻き込み損壊させたもの。
損害の程度	地引き網損壊（損壊範囲約50メートル）
見舞金の額	地引き網新規作製費（228万9,600円） （支払年月日：令和元年６月11日（火））
相手方からの請求額	相手方は、地引き網新規作製費以外にも、新規作製された地引き網の調整に要した人件費及び本件事案発生後に生じた営業損害としての逸失利益を請求しているが、これらの請求内容については、現在、妥当性を検討中である。